

# 仕 様 書

**第 1 件 名** 公立大学法人首都大学東京各キャンパスにおける研究実験室の作業環境測定業務委託（令和元年度 上半期）

**第 2 履行期間** 契約締結の日から令和元年 9 月 30 日まで

**第 3 履行場所**

- ・首都大学東京南大沢キャンパス  
東京都八王子市南大沢一丁目 1 番地
- ・首都大学東京荒川キャンパス  
東京都荒川区東尾久七丁目 2 番 10 号
- ・首都大学東京日野キャンパス  
東京都日野市旭が丘六丁目 6 番地
- ・東京都立産業技術高等専門学校品川キャンパス  
東京都品川区東大井一丁目 10 番 40 号
- ・東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス  
東京都荒川区南千住八丁目 17 番 1 号

## 第 4 目 的

本契約は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）に基づき、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）各キャンパスの研究室等の作業環境測定を実施し、作業環境測定結果報告に基づき、良好な作業環境の保持と教職員の健康障害防止の維持を図ることを目的とする。

受託者は、この仕様書に定める事項を誠実に遵守し、安全対策を講じて受託業務を遂行しなければならない。

また、受託者は、各業務の遂行に当たっては、法人各施設の特異性を十分理解し、その円滑な運営に支障をきたすことのないようにしなければならない。

## 第 5 総括仕様

### 1（目的）

総括仕様は、業務に共通する大綱を示すものであって、委託業務の履行に必要なかつ具体的な事項については、個別業務仕様に定める。

### 2（関係法令等の遵守）

この業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守し、適法、安全かつ善良な履行を図らなければならない。

### 3（守秘義務）

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

また、本仕様書その他業務の遂行に関して得られた記録等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない（作業環境測定法第 35 条を準用する。）。

このことは、契約解除及び履行期間満了後においても同様とする。

### 4（信用失墜行為の禁止）

受託者は、法人の信用を失墜する行為をしてはならない。

### 5（業務の遂行）

本委託業務遂行に当たっては、適切な従事者の配置を行うこと。

## 6（業務従事者）

- (1) 本委託業務従事者（以下「従事者」という。）の業務遂行に当たっては、法人の管理のもとに、相互の連絡を密にし、これらの業務に当たること。
- (2) 受託者は、本委託業務の実施に先立って、業務に適した統一された服装及び名札を従事者に着用させなければならない。  
なお、これらにかかる費用は受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、法人施設の管理運営に支障をきたすことのないように、従事者に対して必要な指示を行い、円滑な業務の確保を図ること。
- (4) 業務履行中は、所定の保護用具を着用すること。

## 7（施設への立入り）

施設に立ち入るときは、委託者の許可を受けること。

## 8（総括責任者の選任等）

- (1) 受託者は、受託業務を円滑に執行するため、従事者の中から全ての現場業務について総括的な責任を有する者（以下「総括責任者」という。）を選任し、委託者に届け出なければならない。
- (2) 総括責任者は、その業務の遂行上、常に委託者との連携を密にし、必要な連絡を行うこと。
- (3) 総括責任者は、契約内容の履行管理、従事者の業務に関する監督、関連部署との連絡調整等について総括すること。

## 9（業務の安全衛生管理）

- (1) 従事者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。  
関係法令  
労働基準法（昭和22年法律第49号）  
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）  
労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）  
労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
- (2) その他事故等の防止に必要な措置を行うこと。

## 10（諸官庁手続）

総括責任者は、業務履行上関係のある諸法令を遵守するとともに、官公署への連絡届出手続きに当たっては、委託者に協力し遅滞なくこれを処理するものとする。

## 11（業務計画書等の提出等）

- (1) 業務計画書の提出  
受託者は、契約締結後直ちに受託する業務の実施体制、実施工程及び業務責任者等有する資格など、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、委託者に提出し、承諾を得るものとする。  
また、業務計画書に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、変更した業務計画書を速やかに作成し、委託者の承諾を得るものとする。
- (2) 業務報告書等の提出  
受託者は、第6個別業務仕様の2（作業環境測定の結果報告書等）に示す業務の実施状況についての報告書を委託者に提出し、承認を得るものとする。

なお、報告書の様式は別に定めるものとし、その作成費用は受託者の負担とする。

## 1 2 (危害及び損害予防措置)

- (1) 受託者は、業務の実施に当たって、法人又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置をとらなければならない。
- (2) 業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき理由により法人の財産又は第三者に損害を与えた場合は、受託者はその賠償の責を負うものとする。
- (3) 法人又は第三者に危害若しくは損害を与えた場合又はそのおそれのある場合には、総括責任者は直ちに委託者に報告すること。

## 1 3 (改善義務)

委託者は、委託業務に関して調査し、又は報告を求め、必要のあるときは改善を求めることができるものとする。

この場合、受託者は、直ちにこれに応じてその結果を報告しなければならない。

## 1 4 (光熱水費)

委託業務を遂行するために必要な光熱水費は、法人の負担とする。

## 1 5 (発生材の処理)

- (1) 委託業務に伴う発生材は、受託者において構外に搬出し、処理すること。
- (2) 処理に当たっては、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設物副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い適切に処理すること。

## 1 6 (環境により良い自動車の利用)

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年度東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 1 7 (その他)

- (1) 納品については、別途担当者との協議すること。
- (2) その他業務の処理に当たっては、委託者と連絡を密にし、不明な点はその都度本学担当者と協議し決定する。

## 1 8 (支払方法)

履行完了後、本契約業者からの適正な請求書が提出された後60日以内に支払うこととする。

## 第6 個別業務仕様

### 1 (作業環境測定業務)

#### (1) 作業環境測定士等の資格

##### ①業務責任者

作業環境測定士（第一種又は第二種）及び環境計量士の有資格者とし、分析技術者を指揮監督できる者で、環境分析の実務経歴3年以上を有する者とする。

##### ②分析技術者

第一種作業環境測定士の有資格者で、かつ、分析の実務経験を3年以上有する者又は同等の能力を有すると認められる者とする。

##### ③適用事項

受託者は、分析技術者等の資格・経歴等を明らかにした要員名簿（免許証等の写及び経歴を添付すること。）を提出するものとする。

#### (2) 作業環境測定の内容

労働安全衛生法第65条第1項並びに労働安全衛生法施行令第21条第7項及び第10項に該当する作業場について、作業環境測定基準（昭和51年4月22日労働省告示第46号）に従い、試料を捕集し濃度測定を行い、別に定める様式により測定結果を報告すること。

##### ①サンプリング方法

###### ア A測定

室内空気（5検体）によるサンプルを採取する。

###### イ B測定

作業者の暴露が最大と判断される場所と時間によるサンプルを採取する。

###### ウ サンプル採取は、以下の方法とする。

（ア）有機溶剤においては、固体捕集、ろ過捕集及び直接捕集とする。

（イ）特定化学物質においては、固体捕集、液体捕集、ろ過捕集及び直接捕集とする。

###### エ 分析は、以下の方法とする。

（ア）有機溶剤においては、ガスクロマトグラフ分析とする。

（イ）特定化学物質においては、ガスクロマトグラフ分析、吸光光度分析、原子吸光分析、高速液体クロマトグラフ分析及び誘導結合プラズマ発光分光分析とする。

###### オ 機材については、受託者で用意すること。

##### ②サンプリング箇所 307箇所（調査対象部屋数：186室）

サンプリング箇所の図面等詳細については、契約確定後提示する。

##### (内訳1)

有機溶剤 169箇所

特定化学物質 138箇所

##### (内訳2)

###### 南大沢キャンパス

有機溶剤 132箇所（詳細は別表1により示す）

特定化学物質 123箇所（詳細は別表2により示す）

###### 荒川キャンパス

有機溶剤 4箇所（詳細は別表3により示す）

特定化学物質 4箇所（詳細は別表4により示す）

日野キャンパス		
有機溶剤		10箇所 (詳細は別表5により示す)
特定化学物質		3箇所 (詳細は別表6により示す)
高専品川キャンパス		
有機溶剤		10箇所 (詳細は別表7により示す)
特定化学物質		4箇所 (詳細は別表8により示す)
高専荒川キャンパス		
有機溶剤		13箇所 (詳細は別表9により示す)
特定化学物質		4箇所 (詳細は別表10により示す)

③サンプリング対象物質 延べ 1, 544物質

(内訳1)

有機溶剤	延べ	832物質
特定化学物質	延べ	712物質

(内訳2)

南大沢キャンパス		
有機溶剤	延べ	724物質 (詳細は別表11により示す)
特定化学物質	延べ	662物質 (詳細は別表12により示す)
荒川キャンパス		
有機溶剤	延べ	14物質 (詳細は別表13により示す)
特定化学物質	延べ	12物質 (詳細は別表14により示す)
日野キャンパス		
有機溶剤	延べ	28物質 (詳細は別表15により示す)
特定化学物質	延べ	11物質 (詳細は別表16により示す)
高専品川キャンパス		
有機溶剤	延べ	32物質 (詳細は別表17により示す)
特定化学物質	延べ	17物質 (詳細は別表18により示す)
高専荒川キャンパス		
有機溶剤	延べ	34物質 (詳細は別表19により示す)
特定化学物質	延べ	10物質 (詳細は別表20により示す)

④使用状況

南大沢キャンパス	
有機溶剤	別表21により示す。
特定化学物質	別表22により示す。
荒川キャンパス	
有機溶剤	別表23により示す。
特定化学物質	別表24により示す。
日野キャンパス	
有機溶剤	別表25により示す。
特定化学物質	別表26により示す。
高専品川キャンパス	
有機溶剤	別表27により示す。
特定化学物質	別表28により示す。
高専荒川キャンパス	
有機溶剤	別表29により示す。
特定化学物質	別表30により示す。

(3) 業務実施日

業務実施日は、平日（土曜日、日曜日及び祝祭日以外の日をいう。）とする。  
ただし、法人が実施する行事（入試等）の期間中は除く。

(4) 業務実施時間

業務実施時間は、原則として午前9時30分から午後5時30分までとする。  
ただし、委託者の都合により変更する場合は、協議の上決定することとする。

(5) 別途業務

業務は計画に基づき実施することを原則とするが、実験室等の薬品の漏洩等、緊急的な事態その他の不測の事柄により業務を要請された場合は、速やかに対応するものとする。

2 (作業環境測定の結果報告書等)

前項に基づき実施した測定結果については、作業環境評価基準（昭和63年9月1日労働省告示第79号）により評価を行い、結果を報告すること。

測定結果報告書様式は、平成20年2月29日付け基発第0229002号通達で定められた作業環境測定結果記録表（B 有機溶剤、鉛、特定化学物質、石綿用）及び作業環境測定結果報告書（証明書）により行うこと。

また、報告書のほか、本法人に関する全データも提出すること。  
提出物は下記のとおりとする。

(1) 報告書は、サンプリング箇所ごとに1つのポータブルドキュメントフォーマット（PDF）形式の電子ファイルとして作成すること。さらに、キャンパス毎で有機溶剤・特定化学物質の区別毎の格納場所（フォルダ）を作成し、報告書を上記区別毎に分類し保存したものを、電子媒体（CD-ROM）で提出すること。

また、紙媒体に印刷したものを1部添付すること。

(2) データは、ポータブルドキュメントフォーマット（PDF）形式で、電子媒体（CD-ROM又はUSBフラッシュメモリ）に保存したものを提出すること。

3 (疑義の解釈)

本仕様書に定める事項以外については、委託者と協議の上決定すること。

また、本仕様書に疑義のあるときは、あらかじめ委託者と協議するものとする。

**【担当者】**

公立大学法人首都大学東京

総務部総務課労務安全管理係 大平

電 話：(042) 677-1111（内線1017）

F A X：(042) 677-3139

M A I L：oohira-takemi@jmj.tmu.ac.jp